

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市坂下町三丁目一三五番三地先から同市坂下町三丁目五一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十八年三月二十五日
備考	平成十三年十二月二十一日付け、埼玉県告示第千九百八十二号及び、平成十四年五月二十一日付け、埼玉県告示第九百六十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五三・一〇メートル